



事務連絡  
平成20年5月22日

日本トンネル専門工事業協会 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課環境改善室長

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」リーフレットの送付について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を強化するものとして、平成19年12月に粉じん障害防止規則の改正（平成20年3月1日施行）を行い、換気装置による換気の実施、空気中の粉じん濃度の測定、電動ファン付き呼吸用保護具の使用、発破終了後の措置等について義務付けを行ったところです。

また、これに伴い、平成20年2月26日付けで「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年策定）」を改正し、その内容の充実を図ってきました。

つきましては、今般の改正内容を踏まえ、改訂しました「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」リーフレットを送付いたします（別途送付となります。）ので、貴団体会員事業場等の関係者に対しまして周知いただきますよう御協力をお願いいたします。